

岸和田市画像ダウンロードサービス「フォトバンクきしわだ」実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、本市公式ウェブサイト上において行う画像ダウンロードサービス「フォトバンクきしわだ」（以下、「フォトバンクきしわだ」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 「フォトバンクきしわだ」は、岸和田市総合政策部広報広聴課が撮影・保有する岸和田市の自然、施設、文化等に関する画像を広く一般に提供することで、市の魅力を発信し、観光振興・イメージアップを図ることを目的とする。

（利用規約）

第3条 市は、「フォトバンクきしわだ」を開設するに当たり、当ページの利用希望者が同意または遵守すべき事項は、「フォトバンクきしわだ」（<https://www.city.kishiwada.lg.jp/site/photo-bank/>）内に記載のとおりとする。

（利用方法）

第4条 利用希望者は、利用規約に同意、またはこれを遵守することで「フォトバンクきしわだ」で公開されている画像のダウンロードや使用をすることができる。

（事務処理）

第5条 「フォトバンクきしわだ」に係る事務処理は、岸和田市総合政策部広報広聴課にて行う。

（その他）

第6条 この要領に定めるものの他、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

1. この要領は、平成31年4月1日から施行する。